

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条に基づく令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

大山町長 竹口 大紀

大山町人口 14,728 人
世帯数 5,562 世帯
(令和 7 年 3 月 1 日現在)

1 計画区域

- ①大山町
- ②湯梨浜町 ※タンス等一般廃棄物
- ③倉吉市 ※タンス等一般廃棄物
- ④伯耆町 ※一般廃棄物（木くず）
- ⑤江府町 ※一般廃棄物（木くず）
- ⑥琴浦町 ※一般廃棄物（木くず・草）
- ⑦日吉津村 ※一般廃棄物（木くず）
- ⑧三朝町 ※一般廃棄物（木くず）
- ⑨北栄町 ※一般廃棄物（木製製品、木くず）

2 計画実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 廃棄物処理基本方針

生活環境の保全や資源の有効利用を推進するため、ごみの発生抑制・再使用・再生利用をしたうえで、適正に処分をする循環型社会への転換を目指す。

また、ごみ処理にあたっては、鳥取県西部広域行政管理組合及びその構成市町村との連携を図る。

4 一般廃棄物処理量の見込み

(1) 一般廃棄物

①大山町発生分

区 分	処理見込量 (t)
可 燃 ご み	2, 8 8 0
不 燃 ご み	2 1 0
古 紙 類	2 4 0
紙 製 容 器 包 装	1 3
缶 ・ び ん	9 3
指 定 び ん	1
ペ ッ ト ボ ト ル	2 3
発 泡 ス チ ロ ー ル	4
乾 電 池	5
蛍 光 管	2
混 合 粗 大 ご み	1 5
小 型 家 電	4

②湯梨浜町内発生分

区 分	処理見込量 (t)
タンス等一般廃棄物	2 0

③倉吉市内発生分

区 分	処理見込量 (t)
タンス等一般廃棄物	2 0

④伯耆町内発生分

区 分	処理見込量 (t)
一般廃棄物 (木くず)	8

⑤江府町内発生分

区 分	処理見込量 (t)
一般廃棄物 (木くず)	1 0

⑥琴浦町内発生分

区 分	処理見込量 (t)
一般廃棄物 (木くず・草)	8 0

⑦日吉津村内発生分

区 分	処理見込量 (t)
一般廃棄物 (木くず)	5

⑧三朝町内発生分

区 分	処理見込量 (t)
一般廃棄物 (木くず)	4 0

⑨北栄町内発生分

区 分	処理見込量（t）
一般廃棄物（木製製品・木くず）	30

（２）し尿及び浄化槽汚泥

区 分	処理見込量（kl）
し 尿	850
浄 化 槽 汚 泥	2,000

５ 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

項 目	概 要
啓発事業	ホームページ、広報誌、防災無線等による啓発 ボランティアによる海岸清掃の実施 ごみ分別促進アプリの配信
環境教育施策	町内の小学生の焼却施設見学の受け入れ 町内中学生の廃棄物業務関係職場体験学習の実施
廃棄物減量等推進員制度	各自治会より選出された廃棄物減量等推進員に推進員の役割・業務内容等の資料を配布。住民に対し廃棄物の減量や分別収集の指導及び町の連絡調整を行いながら、各家庭での廃棄物の発生抑制を図る。（推進員数 165 名、任期 1 年）
ごみ収集日程表	分別収集徹底のため、収集品目・収集日を記載した日程表を全戸配布 ごみ分別促進アプリを通じて配信

６ 町が分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種 類		廃棄物の具体例
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、布類、木くず、草・ゴム類、軟質プラスチック類
可燃粗大ごみ		町指定ごみ袋に入らない可燃ごみ
不燃ごみ		金属類、陶磁器類、ガラス類、硬質プラスチック類、スプレー缶、小型電気器具等
不燃粗大ごみ		町指定ごみ袋に入らない不燃ごみ
資源 ごみ	古 紙 類	古新聞、チラシ
		ダンボール
		紙パック
		雑誌類
	紙製容器包装	
	缶・びん	
	指定びん	
	発泡スチロール	
	ペットボトル	
電池（小型充電式電池）		ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池
電池（乾電池・ボタン型電池）		アルカリ電池、マンガン電池、コイン型リチウム電池、ボタン型電池等
蛍光管		蛍光管
バッテリー		自家用自動車等のバッテリー
混合粗大ごみ		電気カーペット、ソファ、マッサージチェア等の可燃物と不燃物の混合ごみ
小型家電		パソコン、携帯電話、電話機、ラジオ、ドライヤー等の小型家電

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項

① 収集方法及び処理施設

ア 家庭系ごみ

種類			収集ごみ（ステーション・一部戸別あり）		直接搬入ごみ	
			収集頻度	処理手数料	搬入先	処理手数料
可燃ごみ			週 2 回	大 42 円 中 28 円 小 21 円	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
可燃粗大ごみ			—	—	名和クリーンセンター	210 円/10 kg
不燃ごみ			月 2 回	大 42 円 小 21 円	西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
不燃粗大ごみ			2 ヶ月に 1 回		西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
資源ごみ	古紙類	古新聞、チラシ	月 2 回	無	—	—
		古雑誌				
		ダンボール紙				
		紙パック				
	紙製容器包装		月 1 回	大 42 円 小 21 円	—	—
	缶・びん				西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
	指定びん				—	—
	ペットボトル				西部広域リサイクルプラザ	178 円/10 kg
	発泡スチロール				—	—
	電池（小型充電式電池）			—	—	名和クリーンセンター、公民館
電池（乾電池・ボタン型電池）			2 ヶ月に 1 回	無	—	—
蛍光管					—	—
バッテリー			—	—	名和クリーンセンター、役場	無料
混合粗大ごみ					名和クリーンセンター	210 円/10 kg
小型家電					名和クリーンセンター、公民館	無料

※収集ごみの処理手数料は指定ごみ袋 1 枚あたり

イ 事業系一般廃棄物（町による収集を行う事業所）

区 分	収集頻度	収集方法	収集容器等	処理施設
可燃ごみ	週 2 回	個別収集又はステーション方式	町指定事業系可燃用袋	名和クリーンセンター 米子市クリーンセンター
不燃ごみ	月 2 回	個別収集又はステーション方式	町指定事業系分別用袋	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
資源ごみ	月 1 回		町指定事業系分別用袋	
	古紙類 月 2 回		ひもで十字に束ねる	
	紙製容器包装 月 1 回		町指定事業系分別用袋	

ウ 事業系一般廃棄物（町による収集を行わない事業所）

区 分	収集頻度	収集方法	処理施設
可燃ごみ （※木くず・草）	随時	処理施設へ持ち込み 又は許可業者と契約	名和クリーンセンター （※一般廃棄物処分業許可業者）
不燃ごみ			民間処理業者
古紙類			
資源ごみ			

エ し尿

区 分	収集頻度	収集方法	処理施設
し尿	随時	許可業者へ依頼	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場
浄化槽汚泥			

② 収集運搬業務

廃棄物の収集運搬は、次に掲げる収集運搬業者又は排出者がおこなう

廃棄物の種類	収集運搬業者
家庭系ごみ、事業系ごみ（町による収集を希望する事業所）	町委託業者（町内 6 業者）
事業系ごみ（町による収集を希望しない事業所）	許可業者
し尿	
浄化槽汚泥	

8 一般廃棄物処理施設及び最終処分場の概要

ア 一般廃棄物焼却施設

①名和クリーンセンター

所 在 地	大山町高田 2 6 5 1 番地 4
処 理 能 力	8 t / 日（8 h）
処 理 方 式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
使用開始年	平成 8 年

②米子市クリーンセンター

所 在 地	米子市河崎 3 2 8 0 - 1
処 理 能 力	9 0 t / 2 4 h × 3 炉
処 理 方 式	連続運転式焼却炉
使用開始年	平成 1 4 年

イ 不燃物及び資源物中間処理施設

① 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ

所 在 地	伯耆町口別所 6 3 0 番地
処 理 能 力	処理能力 6 9 . 2 t / 5 時間
使用開始年	平成 9 年

ウ 最終処分場

①環境プラント工業一般廃棄物第 2 最終処分場

処理対象物	不燃物残さ
所 在 地	米子市淀江町小波地内
処 分 方 法	埋立処分（ベントナイト混合土工法）
埋 立 期 間	平成 5 年度～令和 13 年度（予定）

②三重県伊賀市三重中央開発三重リサイクルセンター

処 理 対 象 物	焼却残さ（可燃ごみ）
所 在 地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4 7 1 3 番地
処 分 方 法	焼成（焙焼）処理
処 理 能 力	3 8 7 t／日
使用開始年月	平成 2 8 年 1 月

③三光株式会社ウエストバイオマス工場

処 理 対 象 物	脱水汚泥
所 在 地	境港市潮見町 2 番地 2
処 理 方 法	炭化处理
処 理 能 力	3 6 . 2 t／日
使用開始年月	平成 2 8 年 4 月

エ し尿処理施設

鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

所 在 地	米子市安倍 213 番地
処 理 能 力	145kℓ
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
使用開始年	平成 3 年 3 月

オ その他処理施設

① 有限会社 海老田金属 第 1 工場

処 理 対 象 物	発泡スチロール
所 在 地	米子市上福原 1329 番地 13
処 理 方 法	溶融固化または油化還元

② 野村興産(株) 関西工場

処 理 対 象 物	蛍光管
所 在 地	大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号
処 理 方 法	破碎・選別・洗浄

③ 野村興産(株) イトムカ鋳業所

処 理 対 象 物	電池など
所 在 地	北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処 理 方 法	選別・焙焼など